

内閣總理大臣
 陸軍大臣 鐵道大臣 兼
 海軍大臣 青木一男
 大藏大臣 吉田喜吾
 厚生大臣 小原直
 商工大臣 五原直
 拓務大臣 金光廣夫
 農林大臣 廣田壽一

勅令第七百三號

價格等統制令

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ南洋群島ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第十九條ノ規定ニ基キ價格、運送賃、保管料、損害保險料、賃貸料又ハ加工賃（以下價格等ト稱ス）ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 價格等ハ昭和十四年九月十八日（以下指定期日ト稱ス）ニ於ケル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ閣令ノ定ムル所ニ依リ價格等ノ支拂者又ハ受領者ニ於テ行政官應ノ許可ヲ受ケタル場合及本令施行ノ際現ニ存スル契約ニシテ其